



平成29年7月14日

港湾空港関係功労者等を表彰

～「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」及び「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」の伝達式～

北海道開発局は、「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」及び「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」（北海道開発局長表彰：港湾空港部長伝達）の伝達式を下記のとおり開催します。

この表彰は、港湾空港整備事業の推進を目的として、港湾空港関係の業務等に関し、功労のあった方々を対象に平成18年度から実施しています。

記

日 時： 平成29年7月21日（金） 11:00～11:30

場 所： 札幌第1合同庁舎 10階共用第3・4号会議室
（札幌市北区北8条西2丁目）

受賞者： ・個人3（港湾の振興、発展及び整備促進に努めたことによる功績、港湾の社会基盤整備事業に長い期間従事していることによる功労）
・団体1（海浜等の美化活動に貢献）
※（別紙受賞者名簿のとおり）

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

港湾空港部 港湾計画課 課長補佐 越前 政広（内線 5613）

港湾空港部 港湾計画課 総務係長 本田 将仁（内線 5610）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



受賞者名簿

○ 北海道開発局港湾空港関係功労者表彰

いわもと 岩本	ひろのぶ 博叙	様	前えりも町長
にしむら 西村	ともひさ 智久	様	釧石工業株式会社 代表取締役（釧路市）
かなまる 金丸	たかし 孝	様	豊浦建設工業株式会社 代表取締役社長（豊浦町）

○ 北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰

「 広尾町ふるさとクリーン作戦実行委員会」 様 （広尾町）

(参考)

平成 29 年度北海道開発局港湾空港関係功労者表彰及び海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰について

(表彰概要)

○「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰及び海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」は、港湾空港整備事業の推進を目的として、港湾空港関係の業務等に関し、功労のあった者を対象に、平成 18 年度から実施。

○平成 29 年度の表彰者について

・北海道開発局長表彰：港湾空港部長伝達

1 港湾空港関係功労者表彰

(1) 局長表彰：港湾空港部長伝達（感謝状）（表彰基準第 5 条第 5 号）

前えりも町長 岩本溥叙（えりも港 前港湾管理者）

（H17.6.1～H29.5.31 在任） 町長 3 期 12 年

★表彰事由 港湾の振興、発展や整備促進を通じて地域の発展に尽力され、その功績が特に顕著なため

(2) 局長表彰：港湾空港部長伝達（表彰状）（表彰基準第 5 条第 6 号）

①釧石工業株式会社 代表取締役 西村 智久（釧路市）

32 年従事、役員歴 25 年

②豊浦建設工業株式会社 代表取締役社長 金丸 孝（豊浦町）

46 年従事、役員歴 45 年

★表彰事由 港湾関係の建設事業の経営責任者であって、港湾整備の拡充に尽力され、その功績が顕著なため

2 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰

「広尾町ふるさとクリーン作戦実行委員会」 委員長 藤井 喜代隆

★表彰事由 ・本団体は、平成 4 年に町内会連合会・町観光協会・町保険衛生推進協会の 3 団体が主体となり設立された。

・一般国道 336 号沿いの広尾川、広尾川・美幌・泉浜の 3 地区の海岸線約 2～3 キロの区間において清掃活動を実施し、本年 5 月 14 日に行われたクリーン作戦が当委員会設立以降 20 回目の実施となった。

・3 団体以外に漁業協同組合、金融機関、海上保安庁、警察等、各種団体も参加し、毎年 180 名規模の人々が海岸線の清掃活動に参加

※敬称略

○北海道開発局港湾空港関係功労者表彰基準（抄）

（目的）

第2条 この表彰は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関し、功労のあった者を表彰することにより、港湾空港整備事業の推進に資することを目的とする。

（受賞者の範囲）

第4条 受賞者は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関連する次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）に従事する者（団体を含む。以下同じ。）のうちから選考するものとする。

- (1) 建設事業
- (2) 調査・設計事業
- (3) 建設機械等製造・修理事業
- (4) 作業船建造・修理事業
- (5) 港湾・空港の振興又は整備促進に関する事業
- (6) その他当局が所掌する港湾空港関係業務に関する事業
（表彰の事由等）

第5条 表彰は、次に掲げる功労が認められる者に対して行う。

- (1) 発明、考案、改良又は研究の功労
事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、その功績が顕著な者
- (2) 永年勤続の功労
事業に従事する者で、永年にわたり当該業務に精励し、その勤務成績優秀にして他の模範となる者
- (3) 職責遂行又は事故防止の功労
事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し、又は重大な事故及び災害を未然に防止し、その功績が顕著な者
- (4) 人命又は船舶の救助等の功労
事業に従事する者で、作業中その付近において、危険を顧みず、人命又は船舶の救助、捜索に協力し、その功績が顕著な者
- (5) 振興、発展又は整備促進等の功労
港湾・空港の振興、発展若しくは整備促進又は港湾・空港思想の啓蒙普及に努め、その功績が特に顕著な者
- (6) その他の功労
 - イ 次のいずれかに該当する 前条の事業の経営責任者であって、その功績が顕著な 年齢50歳以上の者
 - (イ) 関係団体の役員として、12年以上在任している者
 - (ロ) 前条の事業に32年以上従事し、うち役員として10年以上在職している者
 - (ハ) 前条の事業を実施する団体の役員として15年以上在職している者
 - ロ その他前条に掲げる事業に関し、その功績が特に顕著と認められる者

○北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰基準（抄）

（目的）

第1条 北海道開発局管内における海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰（以下「表彰」という。）は、海の利用・開発、海洋環境保全に対する国民の理解と協力を得て、海洋・海事思想のより一層の普及に資することを目的とする。

（表彰の事由）

第2条 表彰は、海をきれいにするため、港内、海浜等の環境整備に概ね6年以上尽力し、港内、海浜等の美化活動に貢献した一般協力者（個人又は団体）の中から、他の模範となるにふさわしいと認められる者に対して行う。